# 森林法の一部を改正する法律案新旧対照条文

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) (抄)

(全国森林計画等) 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘 (略) 改 正 案 第四条 2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘 (全国森林計画等) (略) 現 行

第四条

案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項

案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項

を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

|〜||の|| (略)

を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

|〜三の|| (略)

三の三 公益的機能別森林施業 (水源のかん養の機能その他の森林の有 面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を する公益的機能の別に応じて、 当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採 三の三 特定森林施業 (複層林施業その他の森林の有する公益的機能の

特に図るための森林施業をいう。 第十一条第四項第二号口において同

)を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」という。

の整備に関する事項

四~七 (略)

3 } 11

(略)

(地域森林計画)

第五条 (略)

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四の二

(略)

四~七 (略)

3 } 11

(略)

(地域森林計画)

第五条 (略)

地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四の二 (略)

2

(傍線部分は改正部分)

以下同じ。

)を推進すべ

維持増進を特に図るための森林施業をいう。

き森林(以下「特定施業森林」という。) の整備に関する事項

第十条の五 2 第七条の二 3 8 2 3 6 3 • 四の三 **吞**八 七~十二 (略) 六 — ~ 五 Ξ (市町村森林整備計画) (国有林の地域別の森林計画) 項 前項の森林計画においては、 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする 域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事 おける施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 おける施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 (略) 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内に 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内に (略) (略) (略) (略) 公益的機能別施業森林の区域 (略) (略) (略) (略 次に掲げる事項を定めるものとする。 (以下「公益的機能別施業森林区 2 3 • 4 2 第七条の二 (略) 3 8 第十条の五 3 6 四の三 **季**八 Ξ 六 七~十二 (略) 一 5 五 (市町村森林整備計画) (国有林の地域別の森林計画) 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする 前項の森林計画においては、 基準その他特定施業森林の整備に関する事項 その他特定施業森林の整備に関する事項 その他特定施業森林の整備に関する事項 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法 (略) (略) (略) (略) (略) 特定施業森林の区域 (略) (略 (略) (以下「特定施業森林区域」という。 次に掲げる事項を定めるものとする。

## (伐採及び伐採後の造林の届出)

次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
・一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、た伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、た伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、た伐採及び境団をは、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめた伐採及び境団をは、地域森林計画の対象となつている民有林(第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(

#### 一・二 (略)

ときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつた三 第十一条第四項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二

#### 四~十 (略)

2

(略)

# (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に

#### (伐採の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(

#### 一・二 (略)

四~十 (略) 
四~十 (略) 
四~十 (略) 
四~十 (略) 
四~十 (略) 
四~十 (略)

#### 2 (略)

## (伐採の計画の変更命令等)

**備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齢に関する計画が市町村森林整第十条の九(市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に)** 

造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の

- 2 (略)
- る。 ことができる。 をの造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずる 計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採 計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採 は採りは伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方 のという。 のののでする。

#### (森林施業計画)

き認定を求めることができる。 画を作成し、これを当該森林施業計画が適当であるかどうかにつ 画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属す 一方、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計 一切のでで定めるところにより、五年を一期とする森林につ 一切のでで定める基準に適合する森林につ 一切のでで定める基準に適合する森林につ 一切のでで定める基準に適合する森林につ

- | 2| 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積| その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る| その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針

その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

#### 2 (略)

画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計いる伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齢に関3.市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つて

### (森林施業計画)

であるかどうかにつき認定を求めることができる。森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする第十一条、森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、五年を一

- き、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、2 森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につ
- 3 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

作成しなければならない。

森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る

木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。) 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立

種及び造林方法四、造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹

五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積

間伐立木材積及び間伐方法

六保育の種類別の面積

七 その他農林水産省令で定める事項

てしなければならない。 | 3 第一項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添え |

当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。 、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において

林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森

| | 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応

| イ|| 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林|| 森林生産じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林

木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。) | 人探する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立

| | 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹

四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、種及び造林方法

間伐立木材積及び間伐方法間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐

五保育の種類別の面積

六 その他農林水産省令で定める事項

当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。 、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において

で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令の公益的機能別施業森林区域内に存する森林、森林の有する公益的

|| || 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること

(森林施業計画の変更)

につき森林所有者等でなくなつた場合 当該認定森林所有者等が当該森林施業計画の対象とする森林の一部

二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合

定を求めることができる。り、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認業計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところによ2(認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第三項及び第四項の

| 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること

(森林施業計画の変更)

かどうかにつき認定を求めなければならない。 
定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるればならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で,という。) は、次に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなけ第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者 (以下「認定森林所有者

が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合と、当該認定森林所有者となつた場合、当該認定森林所有者となつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部に対する。

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

を求めることができる。 、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業2

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び |

ものとする。計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替える計画が適当である」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業規定を準用する。この場合において、同項中「当該森林施業計画の内容

(森林施業計画の変更に関する通知)

(森林施業計画の遵守)

を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施第十四条(認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合)

業計画を遵守しなければならない

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

き立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につ

当該森林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」業計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「のは「作成されたものとなるようにし」と、同条第五項中「当該森林施計画」と、「作成し」とある第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施業

(森林施業計画の変更に関する通知)

と読み替えるものとする。

(森林施業計画の遵守)

計画を遵守しなければならない。除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業第十四条「認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、第十五条(認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき

、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出 しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 森林施業計画に係る第十一条第四項の認定を取り消すことができる。 市町村の長は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

けられなかつたとき。 同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受 認定森林所有者等が、 第十二条第一項各号に掲げる場合において、

|一|| 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められる とき。

Ξ 虚偽の届出書の提出をしたとき 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、 又は

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には の他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認 これらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続、そ 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又は

2 . (略)

その包括承継人に対しても、その効力を有する。

第十八条

削除

農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出し

なければならない。

(認定の取消し)

第十六条 森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。 市町村の長は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

られなかつたとき。 項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受け 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、 同

| | 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反していると認められると

ਣ੍ਹੇ

Ξ 偽の届出書の提出をしたとき。 認定森林所有者が、 前条の規定による届出書の提出をせず、 又は虚

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 これらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続、そ その包括承継人に対しても、その効力を有する。 定森林所有者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、 の他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又は

2 . (略)

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、 数人共同して、次に掲げる森林につき、 一の森

当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができ、林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の市町村の長に提出して、

当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

ಕ್ಕ

るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとし二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図

て政令で定める基準に適合するもの

2 ے د 林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなつた者があると 生産の保続」と、 めるものを除く。 該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める 条第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当 林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、 は」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とし、当該森 その者を除き共同して)」と、同条第二項中「変更を必要とする場合に 当該認定森林所有者のうちに森林所有者でなくなつた者があるときは、 「次に掲げる場合には」とあるのは「次に掲げる場合には、 とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二条第一項中 有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」 があるものとする。 に掲げる森林に係るものであるときは、第十一条第二項中「当該森林所 「次に掲げる場合には、共同して(当該認定森林所有者のうちに当該森 前項の森林施業計画に関しては、第十一条から前条までの規定の適用 同条第五項第一号中「森林施業計画の対象とする森林(政令で定 ) の規模に応じ、森林生産の保続」とあるのは「森林 第十二条第一項中「次に掲げる場合には」とあるのは この場合において、 当該森林施業計画が同項第一号 共同して ( 第十一

範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた 画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との 以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計 更を必要とする場合には、共同して」とする。 場合」と、 なつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林 きは、その者を除き共同して)」と、 同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変 同項第一号中「森林所有者でなく

### (特定森林施業計画)

2 第十八条の二 特定施業森林区域内に存する森林の森林所有者は、 うかにつき認定を求めることができる。 属する市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかど 施業の実施に関する森林施業計画 (以下「特定森林施業計画」という。 えて、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする特定森林 林の全部又は一部につき、第十一条第一項の規定による認定の請求に代 を作成し、 特定森林施業計画には、 これを当該特定森林施業計画の対象とする森林の所在地の 次に掲げる事項を記載しなければならない。 当該森

- 方針 その対象とする森林についての特定森林施業の実施に関する長期の
- 及び立木の材積 その対象とする森林についての所在場所別及び施業の方法別の面積 人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢
- Ξ 伐採面積、 伐採する森林についての所在場所別及び施業の方法別の伐採時期、 伐採立木材積及び伐採方法間伐に関する事項を除く。)

造林面積、造林樹種及び造林方法四、造林する森林についての所在場所別及び施業の方法別の造林時期、

時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法||五||間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐

- 六保育の種類別の面積
- 七 その他農林水産省令で定める事項
- 、当該特定森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすとき|3|市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において

前項第一号に掲げる長期の方針が、特定森林施業計画の対象とする

める特定森林施業のいずれかに該当すること。 二 前項第二号に規定する施業の方法が、複層林施業その他の政令で定

森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

- 林施業の実施に関する基準に適合していること。能の維持増進を特に図るために必要なものとして政令で定める特定森三 前項第三号から第六号までに掲げる事項が、森林の有する公益的機
- 。— 四 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること
- (第十一条第五項(第十二条第三項において準用する場合を含む。以下4) 第十一条第五項(第十二条第三項において準用する場合を含む。以下

業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 、項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)につき、農林水産省 、項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)につき、農林水産省 、項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)につき、農林水産省 をで定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画(以下「一般 、本林施業計画」という。)を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林を除く。 という。)を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林を除く。

て、作成しなければならない。
につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいる。一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

## (数人共同の特定森林施業計画)

定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる同して、当該森林のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林施業計画に大条の四、特定施業森林区域内に存する森林の森林所有者は、数人共

°l

- | 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部
- 能の維持増進を特に図るためには森林所有者が共同して施業すること二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林の有する公益的機
- 2 前項の特定森林施業計画に関しては、第十八条の二の規定の適用があを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

(数市町村にわたる事項の処理等)

る場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。での規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条ま第十九条、森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわ

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 限に属させた事項は、 規定により適用される場合を含む。 に定める者が処理する。 合を含む。 規定により適用される場合を含む。 から第十七条まで (第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の より適用される場合を含む。 たる場合には、 二条及び第十三条 ( 第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の 条において同じ。 第十八条の二、 以下この条、第三十四条第十項、第三十四条の二第四項及び第百九十 森林施業計画(一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む 第四項において同じ。 第十一条(第十八条の三第三項及び前条第五項の規定に 第十八条の三 (前条第五項の規定により適用される場 )の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわ 次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号 第三項及び第四項において同じ。 並びに前条において市町村の長の権 第三項において同じ。 第四項において同じ。 第十五条 第十八条

一・二 (略)

2 (略)

の長の意見を聴かなければならない。 可若しくは第十八条の二第三項の規定による認定(第十二条第三項にお の認定を含む。次項において同じ。)又は第十三条の規定による通知を の認定を含む。次項において同じ。)又は第十三条の規定による変更 の表の意見を聴かなければならない。

より、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。 規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにの規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)又は第十三条の項の規定による認定(第十二条第三項において準用する第十一条第四項農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第四

3 2

(略)

(略)

農林水産大臣及び都道府県知事は、 第一項の規定により第十一条第四 4 農林水産大臣及び都道府県知事は、

第一項の規定により第十一条第五

4

知しなければならない。は、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたとき項

(保安林における制限)

第三十四条

(略)

の限りでない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、ことは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採 2

3

お道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申しなければならない。 お道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請の計画の許可をするとの集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件を定めるについて自一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請のではる保安林又はその集団の立木について当該申請のではる保安林又はその集団の立木について当該申請のでは、まれている保安林の代採が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものでは、の単位とされている保安林のでは、当時では、当時では、第一項の許可の申請があった場合において、その申しなければならない。

請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するもので4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申

省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければ第十八条の三第四項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産項若しくは第十八条の二第三項の規定による認定又は第十六条若しくは

(保安林における制限)

ならない

第三十四条 (略)

一~六 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があった場合において、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて当該申請る伐採の方法が当該指定施業要件を定めるについるの単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請る伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可る代邦の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可る代邦の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可の申請に係る指定施業要件に適合するものでる代邦の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可の中間に係る代理の許可の申請があった場合において、その申3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があった場合において、その申3 がはいるといる。

請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するもので4.都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申

5 (略)

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7~9 (略)

10

採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。 で同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件を定める伐採の限度をこえることとなるが、その一部について同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る方では、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る方で、その申請に係る方でであるについて同一の単位とされば当該伐採の限度をこえることとならないと問題があるについて同一の単位とされば当該伐採の限度をこえることとならないと問題が出ている。

5 (略)

6

第一項又は第二項の許可には、条件を附することができる。

7~9 (略)

10 準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があ 項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において 四第五項の規定により適用される場合を含む。 Ų 出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、 合は、この限りでない つたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。 るものに限る。 ) には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木 都道府県知事は、 当該伐採が、 第十一条第五項 (第十八条の三第三項及び第十八条の 第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届 ) 又は第十八条の二第三 第一項第四号に係

(保安林における間伐の届出等)

(保安林における間伐の届出等)

## 第三十四条の二(略)

- 2・3 (略)
- 4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合 4 ある場合は、この限りでない。

## 第三十四条の二 (略)

- 2・3 (略)
- 一 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合 「前項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項においる でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 でたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場 では、この限りでない。

3~10 (略)	十一~十六 (略)			十 組合員のための森林施業計画の作成		行うことができる。	2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を	第九条 (略)	(事業の種類)	改正案
3~10 (略)	十一~十六 (略)	) の作成	る特定森林施業計画を含む。第百一条第一項第十二号において同じ。	十 組合員のための森林施業計画 (森林法第十八条の二第一項に規定す		行うことができる。	2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を	第九条 (略)	(事業の種類)	現

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

営の維持についての措置であつて森林法第十一条第四項の認定に係る するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経 第三号の措置 ( 造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与 で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに必要な長期か 森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項

2 . 3 <u>-</u> 了 四 (略) (略)

つ無利子の資金の融通を行うこと。 2 . (略) (略)

営の維持についての措置であつて森林法第十八条の二第三項の認定に 係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林 第三号の措置 (造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与 な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。 水産省令で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに必要 するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項

2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十一条第二項各		求める場合においても、同様とする。	。森林所有者が同法第十一条第四項の規定による森林施業計画の認定を又は一部として定め、同法第十二条第二項の認定を求めることができる	(以下「森林保健機能増進計画」という。)を当該森林施業計画の全部計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るための計画	するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、当該森林施業る前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合	であって政令で定めるものに係る部分を除く。以下同じ。)の対象とす号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。)内に存する森林		改 正 案
頂各  2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十一条第三項各	第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様の三第三項がに第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の二より適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の二より適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の二人の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の二人の三第三項が同法第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の三、第三項(同法第十八条の三、第三項(同法第十八条の三、第三項(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三項)(同法第十八条の三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条の三、第三項)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十八条)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第一)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第一)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第十二条第三項)(同法第一)(同法第十二条第三项)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(同法第一)(由法第一)(同法第一)(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》(由法》	るための計画(以下「森林保健機能増進計画」という。)を当該森林施	『定を】 当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図しきる る基準に適合するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、	3全部 )の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定め5計画 法第十八条の三第一項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。	が施業 する特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び同に適合 。)は、当該認定に係る森林施業計画(同法第十八条の二第一項に規定	《とす   同法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を受けたものを含む	· 第	現 行

当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに号に掲げる事項並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林

#### 一~四 (略)

「現定する事項の実施を含む。」」とする。「おいう。」についての森林法第十三条及び第十四条の規定の適用については、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」と、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは「同項各場別措置法」という。)についての森林法第十三条及び第十四条の規定の適用につ項に規定の規定により特定認定を受けた者(以下「特定認定森林所有者の規定の規定により特定認定を受けた者(以下「特定認定森林所有者の場定である。)」とする。

施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該「ける事項)並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林保健人一部として定められる場合には、同法第十八条の二第二項各号に掲号に掲げる事項(当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部

要件のすべてを満たすときでなければ、その認定をしてはならない。には、同法第十八条の二第三項各号に掲げるもの (当該請求に係る森林施業計画が特定森林施業計画である場合、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十一条第五項各号に掲示する場合 (当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十一条第五項各号に掲述を表する。 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があった場合において

#### | 〜四 (略)

はならない。 ・ 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林 はならない。

) 第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四条中「森林の施業」
| 大の保健機能の増進に関する特別措置法 (以下「特別措置法」という。 | についての森林法第十三条及び第十四条の規定 (これらの規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の一級では、同法第十三条のの場別ででは、同法第十三条のの場別ででは、同法第十三条のの場別でである。 第一項の規定により特定認定を受けた者 (以下「特定認定森林所有者

施を含む。)」とする。

	現
(事業計画)	(事業計画)
第四条 (略)	第四条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者等が森林法第十九	8の都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条
条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者である	第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であると
ときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならな	きは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない
ιĵ	•
(森林施業計画の変更の特例)	(森林施業計画の変更の特例)
第十条 森林法第十一条第四項の認定を受けた森林所有者等(以下「認定」	第十条(森林法第十一条第五項 (同法第十八条の三第三項の規定により適
森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林	用される場合を含む。)又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森
施業計画(その変更につき同法第十二条第三項において準用する同法第	林所有者 ( 同法第十八条又は第十八条の四の規定に基づき、数人共同し
十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の	て、同法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を受けたものを
内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の	含む。以下「認定森林所有者」という。)が、立木の伐採に関し、当該
認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林施業計画を	認定に係る森林施業計画 (その変更につき同法第十二条第三項において
変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農	準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定
林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第十九	があつたときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画に
条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第三	ついて第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認
項において同じ。)に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかに	定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場
つき認定を求めなければならない。	合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、

2 えて、同項の規定を適用する。 関する特別措置法 (平成八年法律第四十七号) 第十条第一項」と読み替 法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林

3 り消すことができる た場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第四項の認定を取 の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかっ 市町村の長は、 認定森林所有者等が第一項の規定による森林施業計画

2 3 ಭ 場合には、 関する特別措置法 (平成八年法律第四十七号) 第十条第一項」と読み替 法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に 計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 遅滞なく、市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農 条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含 変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった 六項の規定により適用される場合を含む。 ) の規定を適用する えて、同項 ( 同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第 林水産大臣又は都道府県知事。第三項において同じ。) に当該森林施業 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林 市町村の長は、 当該森林施業計画に係る森林法第十一条第五項(同法第十八 認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の

)又は第十八条の二第三項の認定を取り消すことができる。